

主旨として成立せるもので、船員をして永く安んじて其の職に留まらしむる爲め船員の老後及廢疾に對する生計の保障を主眼とし併せて其の疾病死亡等に對する經濟的保障を與ふるを目的とするものである。右の如く老齢及廢疾に關する年金制度を其の中軸となし疾病保險的性質は寧ろ第二次的となす點に於て本法は從來の健康保險、前掲の職員健康保險等と趣を異にし、我が國社會保險制度としては正に劃期的なるものといふべきである。

本保險の保險者は政府であり(「法」第二條)、本法の對象とする主要な被保險者、即ち強制被保險者は船員法第一條に規定する帝國臣民たる船員で本法施行地に船舶港を定むる船舶の乗組員である(「法」第十七條、「令」第十二條)。

本法に於ては疾病又は負傷に際しては療養の給付(「法」第二十八條)を爲すを第一とし、時に之に代へて療養費の給付を爲すこともある(「令」第二十三條、第二十四條)。療養給付の期間は六月間であるが、但し厚生大臣の指定する疾病(結核等)に對しては更に六ヶ月を加へて一年に及ぶ(「法」第三十二條)。療養中勞務不能の場合に其の期間支給せらるる傷病手當金の制度もあり、支給額は一日に付被保險者の資格喪失當時の標準報酬日額の百分の六十に相當する金額(「法」第三十二條)、支給期間は六月間である(「法」第三十二條)。本法の中心たる養老年金に就いては、十五年以上被保險者たりし者が其の資格を喪失して後五十歳を超えた時、又は五十歳を超えて其の資格を喪失した時に、其の者の死亡に至る迄支給されるもので(「法」第三十四條)、支給額は、被保險者たりし期間十五年以上十六

年未満に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五、被保險者たりし期間十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたるものになる(「法」第三十五條)。この外、疾病又は負傷によつて惹起されたる廢疾者に對する廢疾年金及廢疾手當金の制度も設けられ(「法」第四十條)、廢疾年金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五、被保險者たりし期間十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたるものとなる。廢疾手當金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分に相當する金額となる(「法」第四十一條)。更に脱退手當金(「法」第四十六條)及び死亡手當金(「法」第五十條)の制度もあり、死亡手當金は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の三月分(最低百圓)となつてゐる。

尙、本制度運営上の必要經費の負擔は、國庫は療養の大精神を昂揚し社會事業報國の意圖を益々鞏固にして現下重大の時局に處して國策に即應する斯業萬全の方途を攻究し以て皇國の進運興隆と興亞の目的達成とに資せんとす。

三、會期 昭和十五年十月十日(木曜)十一日(金曜)
十二日(土曜)三日間

四、開催地 東京

五、會場 總會場を日比谷公會堂となし各部會の會場は左記候補館所に就き交渉すること

紀元二千六百年記念全國社會事業大會 の開催

明治三十六年五月大阪市に於て同府下社會事業關係者主唱の下に第一回全國慈善大會の開催せられたのが社會事業に關する全國的大會の初めであるが、第三回以降は財團法人中央社會事業協會の主催となり昭和十年六月七日専門委員會に於て決定せる本大會開催に關する要綱を掲ぐれば次の如くである。

紀元二千六百年記念全國社會事業大會 要綱

第一項 目的其他に關する事項

一、名稱 紀元二千六百年記念全國社會事業大會

二、趣旨 光輝ある紀元二千六百年に方り國立基

給付及傷病手當金支給以外の保險給付に要する費用の五分の一、其の他の保險給付に要する費用は總て船舶業者と被保險者との折半である。保險料率は報酬年額

千八百圓を超ゆる所謂高級船員(及資格喪失後任意繼續する者)に在つては其の標準報酬月額百圓に付六圓四十錢の割、其の他の被保險者に在つては同じく月額百圓に付八圓二十錢の割である。

六、主催 厚生省、財團法人中央社會事業協會

業組合中央會、帝國教育會、日本青年館、青山會館

協調會館、女子會館、芝公會堂、日本赤十字社、產

七、後援 内務省、陸軍省、海軍省、司法省、文部省、拓務省、對滿事務局

八、協賛 東京府、東京市、其他本大會開催に協賛をなす團體

第一項 組織並協議に關する事項

一、大會の組織

(一) 大會には總裁を推戴すること

(二) 大會には名譽會長並會長以下必要なる役員を設ぐること

名譽會長は厚生大臣、會長は財團法人中央社會事業協會長の職に在る者を之に推すこと

(三) 協議員

協議員は別項に定むる所の本大會出席有資格者たること

二、大會の行事

(一) 式典

(二) 厚生大臣表彰

(三) 大會會長表彰

(四) 協議

イ、總會

ロ、部會

ハ、特別委員會

(五) 講演

(六) 視察

(七) 御苑拜觀を申請すること

三、諮詢事項

(一) 厚生大臣諮詢

(二) 陸・海軍大臣諮詢

(三) 司法大臣諮詢

四、協議事項

現下非常世局に際し、銚後國民生活の安定に萬全を期し以て國力の充實培養を圖るは我が社會事業に於てせられたる重大任務たり、仍て斯業の各分野に於て夫々適切なる事業の實施と之が擴充強化とに力むるの要あることは言ふを俟たざれども更に其の全面に亘る綜合的見地より現在當面する重要諸問題を討議攻究し以て之が解決處理に斯業の統制ある積極的活動を展開すること極めて緊要なり、乃ち刻下緊切なる諸問題を擧げて協議部門を左の如く定めむとす

第一部 國民保健に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、母性並兒童保健

一、結核、精神病、癲病及性病

一、醫療保護

一、國民健康保險

第二部 勞働保護に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、勞務者福利

一、職業保護

一、勞動婦人保護

一、勞動少年保護

一、移住其他種民問題

一、勞動問題

一、庶民金融問題

一、住宅問題

一、必需物資の配給問題

一、教養文化

一、軍事保護思想の強化

第三部 經濟保護に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、小商工業者の生活問題

一、家族生活保護と人口問題——家族を國家社會の單位とするならば、家族生活の保護強化を圖

第四部 軍事保護に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、生活安定

一、教養文化

一、軍事保護思想の強化

ることはやがて國家社會の基礎を鞏固ならしむ

る所以であらう。而して家族生活を弱め或は破壊する原因は多々あらんも特に經濟問題を以て

最となす。故に家族の經濟生活の安定を圖るは緊急の急務なるが、之がためには生活不安の眞相を明かにして最も適切なる手段が講ぜられねばならぬ。また救護法、母子保護法、方面委員令等關係法令の積極的運用を圖るは勿論、互に

凡ゆる社會施設の組織的活動が必要である。今日の社會事業は果して克くこの役割を果すに足る體制を整へてゐるであらうか。

尙貧困の原因が家族數の過多にある場合は決して嫌くないが、其の多子家庭の爲に保護の途を開くことは出生率の低下を憂ふる今日、結婚奨励金制度を確立することと共に、生活保護と人口問題解決といふ一石二鳥の效果をねらふことをもたらう。更に一步を進めて生活保護の積極的方面を考ふるならば、家族手當制度の擴充及年金制度の新設等も大いに考慮さるべき事項である。

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、司法保護思想の啓發普及

一、對象者の職業保護

一、被保護者の大陸移民

第六部 教育並教化に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、教育と社會事業

二、宗教と社會事業

一、社會教化

第七部 社會事業組織化に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、都市及農村問題と社會事業

二、社會事業の連絡並研究の問題

一、社會事業從事員の問題

司法省の支那事變前後に亘る一般及少年犯罪増減調 支那事變が國內犯罪現象に及ぼせる影響如何は種々の觀點より見て興味ある事柄

第一表 支那事變前後に於ける犯罪事件數調（新受事件）（司法省調査部調査）

月別	第一審裁判事件			總局件數	搜査事件			總局件數
	刑法犯	特別法犯	合計		刑法犯	特別法犯	合計	
昭和十一年一月	四、七五二	三、二三三	七、九八五	八、二九八	二八、一二〇	九、三八四	三七、五四	三一、七四四
二月	三、五八八	二、九六二	六、五五〇	七、〇一三	一六、九三四	七、八八八	二四、八二二	一九、七七六
三月	四、七六九	四、六七七	九、四四六	九、〇九一	二四、五八〇	一〇、六〇四	三五、一八四	三〇、〇七九
四月	六、六八六	四、六九三	一一、三七九	一〇、九七〇	三〇、九九三	九、二六七	四〇、二六〇	四二、〇一三
五月	七、二五六	四、八〇三	一二、〇五九	一二、一〇五	三四、四七四	九、九九六	四四、四七〇	四七、六九三
六月	七、一四二	四、九二〇	一二、〇六二	一二、一四九	三四、一七八	一、五二〇	四五、六九八	四七、五九〇

一、社會事業の助成並財源問題

二、社會事業の立法並行政問題

一、日滿支社會事業の協力問題

五、豫備審議並議案

（一）地方に於ける豫備審議並議案の提出

協議事項に關しては道府縣、朝鮮、臺灣、樺太、關東州各地方社會事業協會若くは之に準ずる團體

毎に夫々管内に於ける豫備審議を行ひ其の具體的意見を取經め昭和十五年七月末日迄に財團法人中央社會事業協會宛提出方を依頼すること

右期日は之を嚴守すること

（二）中央に於ける豫備審議並議案の整理

協議事項に關しては中央に於て豫め専門委員を委嘱し各部豫備審議を行ひ地方提出議案の整理を爲

すこと

第三項 參會資格並協議員に關する事項

一、參會人員

參會人員は三千名を限度とすること

二、參會者資格

（一）社會事業關係者にして道府縣、朝鮮、臺灣、關東州各地方社會事業協會長及樺太廳長官、南洋廳長官若くは之に準ずる機關に於て推薦したるもの

（二）主催者に於て推薦したるもの

三、參會通告（略）

四、參會協議員の部屬（略）

第四項 會費、旅費其他に關する事項（略）